

宿毛市における小中学校整備事業に係る特定事業契約書（案）

- 1 事業名 宿毛市における小中学校整備事業
- 2 事業場所 宿毛市桜町 18 番 19 号
- 3 事業期間 自 宿毛市における小中学校整備事業に係る特定事業契約の締結について、宿毛市議会の議決のあった日
至 2049 年 3 月 31 日
- 4 契約代金額 金【〇〇〇〇】円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額金【〇〇〇〇】円)
- 5 契約保証金 第 38 条のとおり

上記の事業について、甲と乙とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて、宿毛市における小中学校整備事業に係る特定事業契約書によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

なお、この契約について、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 12 条の規定による市議会の議決を経たときは、これを本契約とみなすものとする。

この契約締結の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自一通を保有する。

【平成〇年〇月〇日】

発注者 [甲]

事業者 [乙]

目 次

前 文

第 1 章 用語の定義

第 1 条 用語の定義

第 2 章 本事業の概要

第 2 条 総則

第 3 条 乙の要件

第 4 条 企画・設計及び整備・開発

第 5 条 維持管理

第 6 条 プロジェクトマネジメント

第 7 条 運営業務

第 8 条 事業場所等

第 9 条 敷地利用権

第 3 章 本施設等の企画・設計

第 10 条 企画・設計業務

第 11 条 企画・設計業務の種別

第 12 条 業務の範囲

第 13 条 設計仕様

第 14 条 設計業務進捗状況の報告

第 15 条 設計業務の完了届

第 16 条 設計変更

第 17 条 設計変更に伴う建設期間と契約金の変更

第 18 条 設計変更の制限

第 19 条 著作権

第 4 章 本施設等の整備・開発

第 20 条 整備・開発業務

第 21 条 整備・開発業務の種別

第 22 条 業務の範囲

第 23 条 請負契約

第 24 条 建設期間

第 25 条 近隣説明

第 26 条 関係法令等の遵守

第 27 条 近隣対策

第 28 条 施工計画書

第 29 条 工事記録の整備

- 第 30 条 着工前業務
- 第 31 条 建設期間中の業務
- 第 32 条 建設期間の変更
- 第 33 条 設計変更及び建設期間の変更に伴う費用負担等
- 第 34 条 甲による本事業の実施状況の監視・監査及び説明要求
- 第 35 条 工事の中止
- 第 36 条 第三者に及ぼした損害
- 第 37 条 不可抗力による損害
- 第 38 条 履行保証
- 第 39 条 本施設等の竣工検査及び完成確認等
- 第 40 条 本施設等の維持管理体制の整備及び確認
- 第 41 条 乙による本施設等の原始取得

第 5 章 維持管理対象施設等の維持管理

- 第 42 条 維持管理業務
- 第 43 条 維持管理業務の委託
- 第 44 条 維持管理業務の種別
- 第 45 条 業務の範囲
- 第 46 条 維持管理業務に関わる仕様書の作成等
- 第 47 条 維持管理計画及び業務計画の作成等
- 第 48 条 業務遂行上の留意点
- 第 49 条 施設及び設備の維持管理業務並びに外構施設等の保守管理業務
- 第 50 条 備品維持管理業務
- 第 51 条 清掃・環境管理業務
- 第 52 条 警備・安全管理業務
- 第 53 条 既存施設等の維持管理体制の整備及び確認
- 第 54 条 維持管理業務細則
- 第 55 条 第三者に及ぼした損害
- 第 56 条 不可抗力による損害
- 第 57 条 異常発生時の対応
- 第 58 条 甲による維持管理業務の実施状況の監視・監査
- 第 59 条 業務報告書

第 6 章 プロジェクトマネジメント

- 第 60 条 プロジェクトマネジメント業務
- 第 61 条 業務の種別
- 第 62 条 業務の範囲
- 第 63 条 仕様書等

- 第 64 条 業務計画等の作成等
- 第 65 条 乙の組成及び維持業務並びに財務管理業務
- 第 66 条 プロジェクトマネージャー配置及び全業務のマネジメント業務
- 第 67 条 セルフモニタリング業務
- 第 68 条 第三者に及ぼした損害
- 第 69 条 異常発生時の対応
- 第 70 条 業務報告書

第 7 章 甲のサービス対価の支払い

- 第 71 条 サービス対価の種類
- 第 72 条 施設整備費
- 第 73 条 維持管理費
- 第 74 条 プロジェクトマネジメント費
- 第 75 条 維持管理費の支払中止
- 第 76 条 維持管理費又はプロジェクトマネジメント費の返還

第 8 章 独立採算事業 (運営事業)

第 9 章 モニタリング

- 第 77 条 基本の方針
- 第 78 条 実施方法
- 第 79 条 監視報告会
- 第 80 条 モニタリングの結果

第 10 章 契約の終了および所有権の移転

第 1 節 契約の終了等

- 第 81 条 契約期間
- 第 82 条 本施設等の瑕疵担保
- 第 83 条 甲による契約の任意解除
- 第 84 条 乙の債務不履行による契約の早期終了
- 第 85 条 甲の債務不履行による契約の早期終了
- 第 86 条 法令変更又は不可抗力による契約の終了

第 2 節 所有権の移転等

- 第 87 条 譲渡の実行
- 第 88 条 仮登記
- 第 89 条 譲渡前検査
- 第 90 条 契約終了時の事務等

第 11 章 表明保証及び誓約

- 第 91 条 乙による事実の表明保証及び誓約
- 第 92 条 甲による事実の表明保証及び誓約

第 12 章 法令変更

- 第 93 条 法令変更による諸事実の通知義務
- 第 94 条 法令変更による義務
- 第 95 条 法令変更による追加費用の負担
- 第 96 条 法令変更によるサービス対価の変更
- 第 97 条 契約の終了

第 13 章 不可抗力

- 第 98 条 不可抗力による諸事実の通知義務
- 第 99 条 不可抗力の影響の早期除去
- 第 100 条 不可抗力による義務
- 第 101 条 不可抗力による追加費用の負担
- 第 102 条 契約の終了

第 14 章 その他

- 第 103 条 補助金申請への乙の協力
- 第 104 条 公租公課の負担
- 第 105 条 契約上の地位及び権利義務の譲渡等
- 第 106 条 秘密の保持
- 第 107 条 知的所有権
- 第 108 条 緊急時の直接連絡
- 第 109 条 関係者協議会の設置
- 第 110 条 準拠法
- 第 111 条 管轄裁判所
- 第 112 条 解釈
- 第 113 条 契約の変更
- 第 114 条 雑則
- 第 115 条 融資団との協議

- 別紙 1 日程表
- 別紙 2 乙の事業範囲
- 別紙 3 設計に関する提出書類
- 別紙 4 着工時の提出書類
- 別紙 5 施工中の提出書類
- 別紙 6 乙が付保する保険
- 別紙 7 竣工時の提出書類
- 別紙 8 土地使用貸借契約書

- 別紙 9 サービス対価の支払構成
- 別紙 10 宿毛市における小中学校整備事業に係る特定事業契約書に関するサービス基準合意書
- 別紙 11 法令変更による損害金分担規定
- 別紙 12 不可抗力による損害金・復旧費用分担規定
- 別紙 13 保証書の様式
- 別紙 14 譲渡前検査書
- 別紙 15 目的物引渡書

前 文

宿毛市（以下「甲」という。）は、「宿毛市における小中学校整備事業」（以下「本事業」という。）の実施に当たり、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号）に定める目的及び基本理念に従い、民間企業の資金、経営能力及び技術的能力を最大限に利用するために、本事業で整備する施設等の整備、維持管理及び運営等からなる事業を民間事業者に対して一体の事業として発注することとした。

甲は、甲が配布した「募集要項」により事業者を公募し、【〇〇株式会社、株式会社〇〇、〇〇株式会社、〇〇株式会社及び〇〇株式会社】により構成される民間事業者グループ（以下「事業予定者」という。）を選定した。事業予定者は、本事業を実施するために、甲と【平成〇年〇月〇日】に基本協定を締結し、これに基づき特別目的会社である【〇〇株式会社（以下「乙」という。）】を設立した。

甲と乙は、本事業に係る特定事業契約（以下「本契約」という。）をここに締結する。甲と乙は、本契約とともに「募集要項」、「要求水準書」（参考資料及び様式集を含む。）、【〇〇〇〇】及び事業予定者の提案を受け付けるまでの全ての質問回答書（以下「募集要項等」という。）に規定された条件並びに事業予定者の提案書に定める事項が適用されることをここに確認し、本事業の実施に関して、次のとおり合意する。

第 1 章 用語の定義

（用語の定義）

第 1 条 本契約書において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「維持管理業務開始日」とは、本施設等については乙が本施設等完工日の翌日、既存施設等については別紙 1 に定める日をいう。
- (2) 「維持管理業務期間」とは、維持管理業務開始日の午前 0 時から始まり維持管理業務期間満了日の午後 12 時をもって終わる期間をいう。
- (3) 「維持管理業務期間満了日」とは、2049 年 3 月 31 日をいう。
- (4) 「維持管理対象施設等」とは、別紙 2（〇）に規定する維持管理業務の対象となる本施設等及び既存施設等をいう。
- (5) 「維持管理費」とは、維持管理対象施設等の維持管理に関わる対価として別紙 9 に規定する金額をいう。
- (6) 「維持管理企業」とは、維持管理対象施設等を維持管理する【〇〇株式会社】をいう。
- (7) 「維持管理対象施設利用者」とは、維持管理対象施設等を利用又は来訪する者をいう。
- (8) 「運営費」とは、運營業務に関わる対価として別紙 9 に規定する金額をいう。
- (9) 「解体撤去施設等」とは、本契約に基づき乙が実施する別紙 2（〇）の解体撤去業

務の対象施設並びに付帯する什器備品をいう。

- (10) 「既存施設等」とは、既設の宿毛小学校体育館、宿毛中学校体育館及び宿毛中学校テニスコート・プール並びに付帯する什器備品をいう。
- (11) 「基本計画書」とは、募集要項等と事業予定者の提案書に基づき、甲と事業予定者との協議により乙が設計する本施設等の仕様についてとりまとめたものをいう。
- (12) 「協力企業」とは、事業予定者の構成員であり、本契約に規定される業務を乙から直接受託し又は請け負う企業であって、乙への出資は行わない企業とする。
- (13) 「協力企業等」とは、構成企業、協力企業をいう。
- (14) 「建設期間」とは、別紙1に定める、本施設等の工事開始日から、本施設等完工日までの期間をいう。ただし、第32条により建設期間が変更された場合は、当該変更後の期間をいう。
- (15) 「建設企業」とは、本施設等の建設・整備を始めとする整備・開発業務を行う【株式会社〇〇】をいう。
- (16) 「構成企業」とは、事業予定者の構成員であり、本契約に規定される業務を乙から直接受託し又は請け負い、乙へ出資する企業とし、出資比率は全体合計の51%以上とする。
- (17) 「事業期間」とは、本契約の締結日より2049年3月31日までをいう。
- (18) 「事業年度」とは、毎年4月1日から1年間を1年度とし、以降1年毎に区切った期間をいう。ただし、第1年度に限り、平成〇年〇月1日から平成〇年〇月〇日までとする。【平成〇年3月31日】より以前の1年間を第0年度、それ以前を1年ごとに区切った期間をマイナス事業年度として契約締結日まで遡るものとする。
- (19) 「事業場所」とは、第8条に規定する本事業を実施する場所をいう。
- (20) 「事業予定者の提案書」とは、事業予定者が応募時に提出した提案書並びに当該提案書に対する全ての質問回答書をいう。
- (21) 「施設整備費」とは、施設整備（企画・設計業務及び整備・開発業務）に関する費用対価として別紙9に規定する金額をいう。
- (22) 「所有権移転業務」とは、乙が自己の責任及び費用において、甲に本施設等の所有権を譲渡する業務をいう。
- (23) 「設計企業」とは、本施設等を設計する【株式会社〇〇】をいう。
- (24) 「設計図書」とは別紙3に記載される書類を総称していう。
- (25) 「セルフモニタリング」とは、乙による、全業務にかかる自己監視・自己監査をいう。
- (26) 「第三者企業」とは、本契約に規定される業務を、構成企業又は協力企業から受託し又は請け負う企業であって、乙への出資は行わない企業とする。
- (27) 「不可抗力」とは、暴風、豪雨、洪水、地震、高潮、津波、地滑り、落盤、火災、戦争・敵対行為（宣戦布告の有無を問わない。）、侵略、騒乱、暴動、その他の自然的又は人為的な事象（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限

る。)であって、甲及び乙双方の責に帰すことのできないものをいい、本施設等に関わる設備等に直接物理的に影響がなくとも、落雷を原因とする送電線の破断による送電の停止等の間接的事由も含むものとする。

- (28) 「プロジェクトマネジメント企業」とは、乙の組成及び事業期間中の維持、適正な財務管理並びに全業務のマネジメント及びセルフモニタリング等のプロジェクトマネジメント業務を行う【株式会社〇〇】をいう。
- (29) 「プロジェクトマネージャー」とは、プロジェクトマネジメント企業の社員であり、甲及び融資団との連絡調整を適切に行う者として乙が選任した者をいう。
- (30) 「プロジェクトマネジメント費」とは、プロジェクトマネジメント業務に関わる対価として本契約別紙9に規定する金額をいう。
- (31) 「法令変更」とは、別紙11に定める法令の変更をいう。
- (32) 「本契約等」とは、本契約及び募集要項等の総称をいう。
- (33) 「本施設等」とは、本契約に基づき乙が企画・設計、整備・開発及び維持管理を行う別紙2(〇)に示す新設の合築校舎、小学校プール、宿毛小屋外運動場、宿毛中屋外運動場、広場、駐車場、駐輪場、部室棟及び外構の施設、設備及び付帯する本什器備品をいう。
- (34) 「本施設等完工日」とは、本施設等完成日をいう。ただし、乙が本施設等完成日までに本施設等を完工できなかった場合には、本施設等が実際に完工して、乙が甲から第39条に定める完成確認書を受領した日をいう。
- (35) 「本施設等完成日」とは、別紙1に定める平成〇年〇月〇日又は本事業契約に従い変更された日をいう。
- (36) 「本施設等供用開始日」とは、平成〇年〇月〇日をいう。
- (37) 「本什器備品」とは、第39条の規定に基づく本施設等の完成確認の際に乙から提出され甲が受領した什器備品リストに記載された什器備品の一切をいう。
- (38) 「融資団」とは、乙が本事業の遂行のために調達する借入金を融資する金融機関を総称していう。

第2章 本事業の概要

(総則)

第2条 本事業は、甲と乙が協議して本契約に定める日程表(別紙1)に従い実施する。

- 2 乙は、本契約等に基づき、本契約の契約期間中、プロジェクトマネジメント業務を行うものとする。
- 3 乙は、本契約等に基づき、本施設等の企画・設計及び整備・開発業務を実施する。
- 4 乙は、本契約等に基づき、維持管理業務期間中、本施設等及び既存施設等の維持管理業務を行う。

- 5 乙は、維持管理業務期間終了後、本施設等の甲への所有権移転業務を行う。
- 6 乙は、付帯事業として、本施設等の運営業務を実施する。
- 7 乙は、資金調達、プロジェクトマネジメント、並びに、本施設等の企画・設計、整備・開発、維持管理及び運営等に必要手段については乙の責において実施する。
- 8 甲は、乙が提供する第2項乃至第6項に規定する業務を一体のものとして認識し、乙が提供するサービスとして購入する。甲は、乙が提供するサービスの対価を別紙9「サービス対価の支払い構成」の規定に従い乙に支払う。
- 9 本事業に係る詳細な条件等は、第3章から第8章に構成して規定する。

(乙の要件)

第3条 乙の商業登記簿上及び実質上の本店所在地は事業期間中、宿毛市外に移転しないものとする。

- 2 乙は、本事業及びその実施に必要な関連事業のみを行うものとする。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合にはこの限りでない。
- 3 乙は、乙の責において本契約締結と同時に本事業推進のための前条第2項乃至第6項に係わる業務分担表（乙が請負又は委託を行おうとする企業（以下「業務分担企業」という。）について、その概要、担当者名、連絡先を表示したもの。）を甲に提出し、甲の承認を得る。乙は、業務分担企業の変更をしようとする場合には事前に甲の承認を得るものとし、甲は合理的な理由なくしてこの承認を拒めないものとする。
- 4 乙は、前項の業務分担表において、企画・設計業務を設計企業に、整備・開発業務を建設企業に、維持管理業務を維持管理企業に、プロジェクトマネジメント業務をプロジェクトマネジメント企業に、及び、運営業務を運営企業に、それぞれ委託又は請負わせることとする。
- 5 乙は、前項により、当該業務を各企業に委託し、又は請け負わせようとするときは、当該契約締結予定日の14日前までに、甲に対し、その者の商号、名称等必要な事項を書面により通知し、甲の承認を得なければならない。また、当該企業等を変更しようとする場合にあっては同様とする。
- 6 乙は、前項に定めるところにより甲の承認を受けた各企業の使用に関する一切の責任を負うものとし、各企業の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果のいかんを問わず、乙の責めに帰すべき事由とみなす。
- 7 乙は、前項に定める場合のほか、各企業をその当事者又は関係者とする紛争、訴訟等に起因して、本契約に定める業務が遅延した場合の増加費用の一切を負担しなければならない。
- 8 甲は、第5項の承認後、乙に対して、必要と認める場合には随時、各企業が実施する業務の状況等について報告を求めることができるものとする。
- 9 乙は、第4項の委託又は請負のうち、企画・設計業務及び整備・開発業務については、

各企業に対し、一括下請負又は一括再委託を認めてはならない。

(企画・設計及び整備・開発)

第4条 乙は、本施設等について、本契約等の規定に従い乙の責と費用負担において企画及び設計を行う。

2 乙は、前項に規定する設計に基づき乙の責と費用負担において本施設等を整備・開発、また、これらに付随する関連業務についても同様とする。

3 本事業に関連する資金調達は、乙が自己の責においてすべて行い、甲は乙に対し本事業に係る財政上、金融上の支援が適用されるよう必要な協力を行う。

(維持管理)

第5条 乙は、維持管理業務期間中、本契約等に規定される条項に従い、維持管理対象施設等の維持管理を行う。

(プロジェクトマネジメント)

第6条 乙は、事業期間中、本契約等に規定される条項に従い乙の責と費用負担において乙の組成及び事業期間中の維持、適正な財務管理並びに全業務のマネジメント及びセルフモニタリングを行う。

(運營業務)

第7条

【事業者の企画提案による】

(事業場所等)

第8条 本事業を実施する事業場所等は、次のとおりとする。

(1) 事業場所：宿毛市桜町18番19号

(2) 敷地面積：

・全体敷地面積 小学校部分 14,694 m² 及び中学校部分 15,067 m²

・校舎建設予定地 4,724 m²

(3) 用途地域：第一種住居地域

(敷地利用権)

第9条 前条記載の本事業を実施する事業場所の土地（以下「本件土地」という）は、甲所有の行政財産であり、乙は、本契約上の義務を履行するために必要な範囲（仮設資材置場等として利用する場合を含む。ただし、造作を伴う仮設資材置場等としての利用はできない。）において、本件土地を無償にて使用することができる。ただし、本件土地以外の本施

- 設等の建設・整備に要する仮設資材置場等の確保は、乙の責任及び費用負担において行う。
- 2 甲と乙は、前項に基づき、別紙8の様式による土地使用貸借契約を別途締結するものとする。当該土地使用貸借契約は、本事業が乙により継続されている間これを双方ともに解約できないものとする。本事業契約の終了により、当該土地使用貸借契約は当然に終了する。
- 3 前項にかかわらず、本事業の終了後においても、甲の本契約上の支払義務が存続し、かつ本施設等に甲がその設定を承認した第三者の制限物権が正当に存する場合、甲は本施設等に関する前項の土地使用貸借契約についてこれを一方的に解約しない。
- 4 使用貸借を受けた本件土地に係る補修費等の追加的な支出が発生した場合、乙がこれを負担するものとし、甲に請求しないものとする。ただし、当該支出が甲の責めに帰すべき事由による場合は、合理的な範囲で甲がこれを負担する。当該支出が法令変更又は不可抗力による場合は、第12章又は第13章の規定に従うものとする。

第3章 本施設等の企画・設計

(企画・設計業務)

第10条 乙は、本契約書等に従い、別紙2(○)に示す、本施設等の整備・開発のための企画・設計業務を行う。また、これら整備・開発のため必要となる別紙2(○)に示す解体撤去等業務についての計画も立案する。

(企画・設計業務の種別)

第11条 企画・設計業務の種別は、次のとおりとする。

- (1) 事前調査業務
- (2) 設計業務

(業務の範囲)

第12条 乙が行う企画・設計業務の範囲は、別紙2(○)に記載する業務とする。

(設計仕様)

第13条 乙は、本施設等が長期にわたり使用されることを考慮し、躯体及び基礎等の主要構造部分の品質・耐久性が十分確保されるよう、別添の基本計画書に従い設計を行う。また、設計にあたっては、「環境基本法(平成4年法律第80号)」等関係法令に基づく環境への配慮及び負荷低減を十分に考慮し、建設材料・工法の選定や建設及び解体により発生する廃材削減と処理を工夫する。

(設計業務進捗状況の報告)

第 14 条 乙は、設計企業に対し本施設等の設計を実施させ、業務の進捗状況を月次及び甲の要請に応じ、甲に報告する。

(設計業務の完了届)

第 15 条 乙は、実施設計完了後、直ちに別紙 3 記載の設計図書を甲に提出し、甲の確認を得る。甲は、提出された設計図書と基本計画書並びに事業予定者の提案書との間に不一致があると認めた場合、速やかに当該不一致の箇所及びその内容を乙に対して通知する。この場合、乙は自己の負担において速やかに当該不一致を是正し、甲の確認を得る。

2 乙は、別紙 3 記載の設計図書提出後、14 日以内に甲からの書面による通知又は確認が行われなかった場合、甲による確認が行われたものとみなし、次の工程に進むことができる。

(設計変更)

第 16 条 甲は、自らの責に帰する事由において必要と認めた場合は、乙に対し書面により設計の変更を要求することができる。乙は、甲からの書面受領後 14 日以内に検討結果を甲に書面にて通知する。ただし、設計変更に伴い建設期間の変更を要する場合の変更期間につき甲乙の協議が整った場合に限る。また、設計変更に伴い増減される契約金額及び支払方法につき第 33 条第 2 項に基づく甲乙の協議が整った場合に限る。

2 甲は、乙の責に帰する事由において必要と認めた場合は、乙に対し書面により設計の変更を要求することができ、乙はこれに従うものとする。乙は、甲からの書面受領後 14 日以内に検討結果を甲に書面にて通知する。ただし、設計変更に伴い建設期間の変更を要する場合の変更期間については、第 32 条第 2 項に基づくものとする。また、設計変更に伴い増減される契約金額及び支払方法については、第 33 条第 3 項に基づくものとする。

3 甲は、甲乙いずれの責にも帰すことができない事由により設計変更が必要と認めた場合は、乙に対し書面により設計の変更を要求することができ、乙はこれに従うものとする。乙は甲からの書面受領後 14 日以内に検討結果を甲に書面にて通知する。また、甲乙いずれの責にも帰すことができない事由で乙が書面により設計変更の申し入れを行う場合は、甲はその必要性を検討の上、14 日以内に検討結果を乙に書面にて通知する。ただし、設計変更に伴い建設期間の変更を要する場合の変更期間については、第 32 条第 2 項に基づくものとする。また、設計変更に伴い増減される契約金額及び支払方法については、第 33 条第 2 項に基づくものとする。

(設計変更に伴う建設期間と契約金の変更)

第 17 条 前条の規定に基づき設計変更が行われた場合、甲は第 32 条第 2 項の規定に従い必要な建設期間の変更を行うとともに、第 33 条第 2 項及び第 3 項の規定に従い当該変更に伴う契約金額の増減を行う。

(設計変更の制限)

第 18 条 乙は、甲の承認を得た場合を除き、第 15 条の規定に従い甲の確認を受けた設計内容を変更できない。

2 乙は、乙の都合により甲の承認を得て行う設計変更で必要となる追加費用は、乙が負担する。

(著作権)

第 19 条 乙は、別紙 3 記載の設計図書（什器備品カタログを除く）について、著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）を甲に無償で譲渡する。

2 乙は、前項による譲渡後、著作者人格権が行使されないよう措置するものとする。

第 4 章 本施設等の整備・開発

(整備・開発業務)

第 20 条 乙は、本契約等の規定に従い、前章の規定により実施した設計に基づき、別紙 2 (○) に示す本施設等の建設・整備を始めとする整備・開発業務を行う。また、これら整備・開発に伴い必要となる別紙 2 (○) の解体撤去業務等を行う。

(整備・開発業務の種別)

第 21 条 整備・開発業務の種別は、次のとおりとする。

- (1) 建設工事業務（解体撤去等業務を含む。）
- (2) 工事監理業務
- (3) 備品調達業務
- (4) その他業務（各種申請、完成検査等）

(業務の範囲)

第 22 条 乙が行う整備・開発業務の範囲は、別紙 2 (○) に記載する業務とする。

(請負契約)

第 23 条 本施設等の建設・整備にあたっては、乙は、建設企業と請負契約を結ぶこととし、その契約書の写しを甲へ提出する。

2 乙は、建設企業に対して工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることを認めてはならない。

(建設期間)

第 24 条 乙は、別紙 1 の日程に基づき工事を実施する。ただし、甲の許認可等、乙の責に帰することのできない事由に起因する遅延については別途甲と協議を行う。

(近隣説明)

第 25 条 甲は、自己の責及び費用負担において本施設等の建設・整備に係る近隣説明を実施するものとし、乙は必要と認められる場合にこれに協力する。

2 甲は、甲が実施する本施設等の建設・整備に関する近隣説明に起因する本施設等完成日の遅延については、甲乙でその対策を協議するとともに、当該遅延によって乙に追加的に生じた合理的費用を負担する。

(関係法令等の遵守)

第 26 条 乙は、建設企業に対し、関係法令を遵守させるとともに、「建築工事安全施工技術指針」(平成 7 年 5 月 24 日付け建設省営監発第 13 号)、「建設工事公衆災害防止対策要綱(建築工事編)」(平成 5 年 1 月 12 日付け建設省経建発第 1 号)、並びに「建設副産物適正処理推進要綱」(平成 5 年 1 月 12 日付け建設省経建発第 2 号)等の関係要項、各種基準等を遵守して工事を施工させるものとし、建設企業がこれらに違反した場合は、その全ての責を負う。

(近隣対策)

第 27 条 乙は、建設企業に対し、自己の責及び費用負担において、騒音、悪臭、光害、粉塵発生、交通渋滞その他、建設企業が行う工事が小学校及び中学校の教育環境並びに近隣の生活環境等に与える影響を勘案し、合理的に要求される範囲の中で、小学校、中学校及び近隣への対応を実施させる。なお、乙は、小学校、中学校及び近隣への対応について、建設企業からの報告に基づき甲に対して、事前及び事後にその内容及び結果を書面で報告する。また、甲は、乙からの報告に基づき特に処置を必要と判断する場合は乙に協力するものとする。この処置に伴い発生する増加費用の負担については甲乙協議して定める。

(施工計画書)

第 28 条 乙は、建設工事着手に先立ち、詳細工程表を含む施工計画書を、別紙 4 に規定する書類とともに建設企業に作成させ、甲に提出して承認を得る。

(工事記録の整備)

第 29 条 乙は、工事現場に工事記録を常に整備するよう建設企業に指示する。

(着工前業務)

第 30 条 乙は、建設企業に対し工事着手に先立ち、次の各号に定める業務を行わせる。

- (1) 建築確認申請等建築工事に伴う各種申請の手続を事業スケジュールに支障がないように実施する。
- (2) 第 11 条第 1 号の事前調査業務として行われた調査の結果に基づき工事の円滑な進行と安全を確保するための必要な措置をとる。また、第 27 条に基づく近隣対策を十分に行い、工事の円滑な進行と近隣の理解、安全確保を図る。

2 甲は、乙が行う前項第 1 号で定める申請業務に対し必要な協力を行う。

(建設期間中の業務)

第 31 条 乙は、建設期間中、建設企業に対し、次の各号に定める業務を行わせる。

- (1) 乙が設計企業に作成させた設計図書並びに建設企業に作成させた施工計画に従って工事を実施する。
- (2) 乙は、建設企業に工事施工状況を適時報告させ、甲に報告する。甲から要請があれば施工の事前説明及び事後報告を行わせる。甲は、乙と建設企業が行う工程会議に立ち会うことができるとともに、何時でも乙及び建設企業立会いの上で工事現場において施工状況の確認ができる。
- (3) 乙は、第 27 条に基づく小学校、中学校及び近隣への対応については万全を期すよう建設企業に指示する。また、工事を円滑に推進できるように必要な工事状況の説明及び調整をこれらの者に対し十分行う。
- (4) 乙は、本契約に規定する本什器備品の搬入・設置にあたっては、甲と設置場所等を事前に十分協議し、建設企業をして所定の位置に搬入・設置させる。
- (5) 工事監理業務の内容は、次のとおりとする。
 - ア 乙は工事監理業務を、設計企業の責において実施させる。
 - イ 設計企業は、工事監理者を設置し、乙を通じ工事着手前に甲に通知する。
 - ウ 工事監理者は、工事監理の状況を、乙を通じ甲に適時報告し、甲の要請により乙の指示があれば、随時報告を行う。
 - エ 甲への竣工検査報告は、乙が行う。
- (6) 解体撤去業務の内容は次のとおりとする。
 - ア 乙は、建設企業に対し、別紙 2 記載の解体対象施設等の解体撤去並びに不要となった什器備品の廃棄（以下「解体撤去等」という。）を行わせる。
 - イ 建設企業は、解体撤去等により発生する廃棄物を、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）等の関係法令に基づいて処理する。
- (7) その他
 - ア 乙は建設期間中に別紙 5 に定める書類を建設企業に作成させ、該当事項に応じて遅滞なく甲に提出する。

- イ 乙は、事業場所を善良な管理者としての注意義務をもって管理する。
- 2 乙は、建設企業に対し資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）に基づき、本施設等の建設・整備を行わせるものとする。

（建設期間の変更）

- 第32条 乙は、乙の責に帰すことのできない事由により、建設期間の延長を必要とし、その旨を甲に請求した場合は、延長期間を甲乙の協議で決定した上で、甲は建設期間の延長を認める。
- 2 第16条の規定に基づき設計変更をする場合の建設期間については、必要があれば甲乙が協議しこれを変更する。

（設計変更及び建設期間の変更に伴う費用負担等）

- 第33条 前条第1項の規定に基づき建設期間の延長が認められ、当該建設期間の延長に伴い追加費用の負担を乙が請求した場合は、追加費用の金額及び支払方法について甲乙が協議して定めた上で甲は追加費用を負担する。ただし、別紙9に規定する分割支払額には含めない。
- 2 第16条第1項並びに第3項の規定に基づき設計変更をする場合は、当該設計変更に伴い必要となる建設期間の変更に係る費用の増減も含め、契約金額の変更が行われるものとする。変更額及び変更に係る支払方法については、甲乙が協議して定めた上で甲は追加費用を負担する。ただし、別紙9に規定する分割支払額には含めない。
- 3 第16条第2項に基づき設計変更をする場合の当該変更に伴う追加費用については、乙が負担するものとする。

（甲による本事業の実施状況の監視・監査及び説明要求）

- 第34条 甲は、乙が本契約に基づき建設業務を履行していることを確認するため、定期的及び必要の都度、随時に監視及び監査を実施でき、その都度乙に説明を求め、報告を受けることができる。
- 2 建設期間中に乙の建設・整備の水準が設計図書の仕様を満たさないことが判明した場合は、甲は乙に対して是正勧告を行い、是正策の速やかな提出及び実施を要求でき、乙はこれに従わなければならない。
- 3 乙は、建設期間中、乙が実施する本施設等の検査又は試験について、甲に対し事前に書面にて通知する。甲は当該検査又は試験に立ち会うことができる。
- 4 甲は、第1項又は前項による甲の監視・監査又は立会の実施を理由として、本施設等の建設・整備の全て又は一部につき、何ら責を負うものではない。

（工事の中止）

第 35 条 甲は、必要があると認める場合は、その理由を添えて乙に書面で通知し、本施設等の工事の全て又は一部について 90 日間を上限に中止させることができる。また、90 日経過後も中止の継続が必要な場合は、甲乙が協議し乙の承諾を得た上で中止を継続することができる。

2 甲は、前項の規定により工事の施工を一時中止させた場合、必要があれば建設期間を変更する。

3 甲は、当該工事の中止が乙の責に帰する事由による場合を除き、①乙が工事の再開に備え工事現場を維持し、又は作業員、建設用機械・器具等を保持するために必要となる費用、②工事の一時中止に伴い発生する増加費用（付随して発生する金融関係費用を含む。）、③工事の再開のために必要となる準備費用及び④工事の一時中止により乙が被る損害額について、乙と協議の上それらに必要な合理的金額を負担する。

（第三者に及ぼした損害）

第 36 条 工事の施工に伴い、第三者に損害を及ぼした場合、乙がその損害を賠償する。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

2 乙は、自ら又は建設企業に対して建設期間中第三者に及ぼした損害の賠償を賄うため、別紙 6 の 1（○）に規定する保険に加入し、又は加入させる。

（不可抗力による損害）

第 37 条 乙は、建設期間中に不可抗力により、本施設等、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料その他建設用機械・器具等に損害が生じた場合及び本施設等が設計図書に従い建設・整備できなくなったために追加費用が生じる場合は、直ちにその状況を書面にて甲に報告する。

2 甲は、前項の報告を受けた場合は、直ちに調査を実施し、損害の状況及び見込まれる復旧費用・追加費用に関する甲の調査結果を乙に書面にて通知する。

3 第 1 項の損害（ただし、そのうち乙が善良なる管理者としての義務を怠ったことにより生じた拡大損害等の部分を除く）及びその復旧に係る費用は、別紙 6 に定める保険金の給付があった場合はその給付額を控除した上で 100 分の 1 を乙が負担し、残りは甲が負担する。ただし、復旧に際し乙の責に帰すべき事由により必要な費用がある場合には、この費用は乙が負担する。

（履行保証）

第 38 条 乙は、第 23 条記載の請負契約における請負金額に消費税及び地方消費税を加算した額の 10%相当以上の契約保証金を、本契約締結日までに甲に納付するものとする。ただし、乙が、自らの責任及び費用負担において甲又は乙を被保険者とする履行保証保険契約を締結する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免れる。

- 2 乙は、前項において自らを被保険者とする履行保証保険契約を締結する場合には、別紙6に従い、建設企業に対して前項の契約保証金の金額の履行保証保険を付保させる。なお、この場合、乙は、同履行保証保険契約に基づく保険金請求権の上に、第83条第5項に基づく違約金支払請求権を被担保債権として、甲のために第一順位の質権を設定する。かかる質権設定に係る費用は、乙が負担する。
- 3 履行保証保険等の有効期間は、建設期間（延長された場合は延長後の期間を含む。）とする。
- 4 第1項但書に規定する履行保証保険契約において保証の履行がなされた場合には、乙は甲と事業継続の前提で協議を行う間、別途工事を請け負う者の選定を行うものとする。
- 5 乙は、第1項但書の規定に基づき履行保証保険契約を締結した場合には、当該履行保証保険契約の締結後、直ちに当該履行保証保険証券及び当該履行保証保険契約の写しを甲に提出する。

（本施設等の竣工検査及び完成確認等）

- 第39条 本施設等の竣工検査及び完成確認は、次項及び第3項の規定に基づき実施する。ただし、それらの規定のうち該当する業務内容がない部分については、これを適用しない。
- 2 乙は、次の手順で竣工検査を実施する。
 - (1) 乙は、乙の責及び費用負担において、竣工検査及び設備・器具・備品等の試運転等を実施する。
 - (2) 竣工検査及び設備・器具・備品等の試運転等の実施については、それらの実施日の7日前までに甲に書面で通知する。
 - (3) 甲は、乙が実施する竣工検査及び設備・器具・備品等の試運転等に立ち会うことができる。
 - (4) 乙は、甲に対して竣工検査及び設備・器具・備品等の試運転等の結果を検査済証その他の検査結果に関する書面の写しを添えて報告する。
 - 3 甲は、乙による前項の竣工検査及び設備・器具・備品等の試運転等の終了後、本施設等について、次の方法により完成確認を実施する。
 - (1) 甲は、建設企業及び工事監理者の立会いの下で、完成確認を実施する。
 - (2) 前号の完成確認は、甲が確認した別紙3の設計図書との照合により実施する。
 - (3) 乙は、設備・器具・備品等の取扱いに関する甲への説明を、前項の試運転とは別に実施する。
 - 4 甲は、前項の規定に基づく完成確認をしたときは、乙にその旨を書面にて通知し、乙から別紙7記載の書類を受領したときは、乙に速やかに完成確認書を交付する。なお、当該完成確認書が乙に交付されない限り、本施設等の維持管理は実施されない。
 - 5 乙は、別紙7記載の書類（付属初度設備リスト及び付属初度設備カタログ並びに什器備品リスト及び什器備品カタログを除く。）について、甲に対して著作権及び著作者人格権

が行使されないよう措置する。

- 6 甲は、第2項及び第3項の竣工検査、完成確認の実施を理由として、本施設等の整備・開発の全部又は一部について何ら責を負うものではない。

(本施設等の維持管理体制の整備及び確認)

第40条 乙は、次の手順で本施設等の維持管理体制を整える。

- (1) 乙は、本施設等については本施設等完成日の○日前までに、第46条に規定する維持管理業務仕様書を作成し、甲に提出する。
- (2) 乙は、維持管理業務開始日の○日前までに、乙の責と費用負担において、維持管理業務仕様書に規定される維持管理対象施設等の維持管理に必要な体制を整える。
- (3) 乙は、第1号の規定に定める維持管理業務仕様書に従い維持管理対象施設等を維持管理することが可能となった時点で、甲に対し書面にて通知を行う。

2 甲による維持管理体制の確認は、次のとおりとする。

- (1) 甲は、本施設等完成日の○日前までに乙より維持管理業務仕様書を受領する。
- (2) 甲は、維持管理業務開始日の○日前までに維持管理業務仕様書に規定する乙の維持管理体制の確認を行う。
- (3) 甲は、下記2項目の完了後、乙に速やかに維持管理体制確認書を交付する。
 - ア 甲は、乙作成の維持管理業務仕様書に基づき、書面にて通知された維持管理体制を検討して、維持管理体制を確認する。
 - イ 乙又は維持管理企業は、維持管理業務期間中、別紙6の2に規定する保険に加入し、その保険証券の写し又は加入を証明する書類を甲に提出する。
- (4) 前号に規定する維持管理体制確認書が乙に交付されない限り、維持管理業務は開始されない。
- (5) 甲は、第2号及び第3号に定める維持管理体制の確認並びに維持管理体制確認書の交付を理由として、維持管理体制の整備について何ら責を負うものではない。

(乙による本施設等の原始取得)

第41条 甲と乙は、第39条第4項の完成確認書の乙による受領により本施設等が完成したものとし、乙が本施設等の所有権を原始的に取得することを確認する。

第5章 維持管理対象施設等の維持管理

(維持管理業務)

第42条 乙は、本契約等に基づき、維持管理対象施設等が、それぞれの機能を十分発揮できるようにするとともに、合理的な耐用年数の期間中維持管理対象施設等が良好な状態

に維持できるように、維持管理業務期間中、別紙 2 (○) に示す維持管理業務を行う。

(維持管理業務の委託)

第 43 条 乙は、維持管理業務の全部又は一部を維持管理企業に委託又は請け負わせる。

2 前項の規定により受託又は請け負った維持管理企業が行った行為は、乙が行ったものとみなす。

(維持管理業務の種別)

第 44 条 維持管理業務の種別は、次のとおりとする。

- (1) 施設及び設備の維持管理業務
- (2) 外構施設維持管理業務
- (3) 備品維持管理業務
- (4) 清掃・環境管理業務
- (5) 警備・安全管理業務

(業務の範囲)

第 45 条 乙が行う維持管理業務の範囲は、別紙 2 (○) に記載する業務とする。

(維持管理業務に係る仕様書の作成等)

第 46 条 乙は、維持管理業務に係る仕様書について、業務範囲、実施方法、実施体制並びに甲による履行確認手続等を明確にした維持管理業務仕様書を作成し、甲の承認を得た上で、甲に提出する。甲は、合理的な理由なくして承認を拒まないものとする。

2 維持管理業務仕様書は、合理的な理由に基づき甲又は乙が請求し双方が合意したときに限り、その内容を変更することができる。

(維持管理計画及び業務計画の作成等)

第 47 条 乙は、維持管理業務仕様書に基づき維持管理計画及び業務種別毎の業務計画を作成し、維持管理業務開始日までに、及びそれ以後は毎事業年度の開始前に、甲の承認を得た上で、当該維持管理計画及び業務計画に従って維持管理業務を実施する。甲は、合理的な理由なくしてこれらの承認を拒まないものとする。

2 乙は、維持管理計画又は業務計画を変更しようとする場合には、あらかじめ甲の書面による承認を得なければならない。

3 甲が事業年度の途中で維持管理計画又は業務計画の変更を求めた場合には、甲と乙は、当該変更について協議し、その協議が整った場合に限り所要の変更を行う。

(業務遂行上の留意点)

第 48 条 乙は、本契約に規定される業務の範囲内で、次の点に留意することとする。

- (1) 乙は、小中学校生徒をはじめとする維持管理対象施設利用者にとって、良好な教育環境及び作業環境を損なわないよう、作業時間、作業時期、作業方法等について、甲と十分に協議・調整すること。
- (2) 乙は、環境への負荷低減及び配慮の観点より省資源・省エネルギーに努め、廃棄物の抑制にも努めること。
- (3) 乙は、ライフサイクルコストの削減に努めること。
- (4) 乙は、維持管理対象施設利用者が常に安全に過ごせる環境を保つこと。
- (5) 乙は、維持管理業務に乙の創意工夫を活かし、質の高い効率的な管理を行うこと。
- (6) 乙は、維持管理業務にあたっては、関係法令を遵守すること。

(施設及び設備の維持管理業務並びに外構施設等の保守管理業務)

第 49 条 乙が実施する施設及び設備の維持管理業務並びに外構施設維持管理業務の内容等は、維持管理業務仕様書において規定する。

- 2 乙は、施設の利用に支障を与えないように、効率的に施設及び設備の維持管理業務並びに外構施設維持管理業務を実施する。
- 3 外構施設維持管理業務における遵守事項は、次のとおりとする。
 - (1) 乙は、第 47 条の規定により外構施設維持管理業務計画を作成するにあたっては、甲と十分協議し、業務の実施が施設の利用に支障を与えないよう十分配慮する。
 - (2) 乙は、作業にあたり建物、構築物及び設備・什器備品等を損傷しないよう細心の注意を払う。万一これらの物等を損壊した場合には、乙は甲に速やかに連絡し、甲の指示に従い乙の負担で原状回復する。
 - (3) 乙は、植栽処理により発生した廃棄物を甲の基準に従って分別し、甲の指定する廃棄物処分施設に運搬する。
 - (4) 廃棄物処理に伴う費用は、乙の負担とする。

(備品維持管理業務)

第 50 条 乙が実施する備品維持管理業務の範囲・内容等は、維持管理業務仕様書において規定する。

- 2 乙は、施設の安全かつ快適な利用のため、効率的に備品維持管理業務を実施する。

(清掃・環境管理業務)

第 51 条 乙が実施する清掃・環境管理業務の範囲・内容等は、維持管理業務仕様書において規定する。

- 2 乙は、施設の利用に支障を与えないように、効率的に清掃・環境管理業務を実施する。

3 清掃・環境管理業務における遵守事項は次のとおりとする。

- (1) 乙は、第 47 条により清掃・環境管理業務計画を作成するにあたっては、甲と十分協議し、業務の実施が施設の利用に支障を与えないよう十分配慮する。
- (2) 乙は、作業にあたり建物、建物設備、什器備品等を損傷しないよう細心の注意を払う。万一器物等を損壊した場合には、乙は甲に速やかに連絡し、甲の指示に従い乙の負担で原状回復する。
- (3) 乙は、廃棄物を甲の基準に従って分別し、所定の場所に保管する。
- (4) 清掃・環境管理業務に必要な洗剤、ワックス及び清掃器具については、乙の費用負担とする。

(警備・安全管理業務)

第 52 条 警備・安全管理業務は機械警備を標準とし、乙は異常の発生に際して速やかに現場に急行して、状況の確認、関係者への通報連絡等を行う。具体的な業務内容等は、維持管理業務仕様書において規定する。

2 警備・安全管理業務は維持管理対象施設等を一括して乙が受託する。

(既存施設等の維持管理体制の整備及び確認)

第 53 条 乙は、次の手順で本施設等の維持管理体制を整える。

- (1) 乙は、既存施設等についてはその維持管理業務開始日の〇日前までに、第 46 条に規定する維持管理業務仕様書を作成し、甲に提出する。
 - (2) 乙は、前項の維持管理業務開始日の〇日前までに、乙の責と費用負担において、維持管理業務仕様書に規定される維持管理対象施設等の維持管理に必要な体制を整える。
 - (3) 乙は、第 1 号の規定に定める維持管理業務仕様書に従い維持管理対象施設等を維持管理することが可能となった時点で、甲に対し書面にて通知を行う。
- 2 甲による維持管理体制の確認は、次のとおりとする。
- (1) 甲は、維持管理業務開始日の〇日前までに乙より維持管理業務仕様書を受領する。
 - (2) 甲は、維持管理業務開始日の〇日前までに維持管理業務仕様書に規定する乙の維持管理体制の確認を行う。
 - (3) 甲は、下記 2 項目の完了後、乙に速やかに維持管理体制確認書を交付する。
 - ア 甲は、乙作成の維持管理業務仕様書に基づき、書面にて通知された維持管理体制を検討して、維持管理体制を確認する。
 - イ 乙又は維持管理企業は、維持管理業務期間中、別紙 6 の 2 に規定する保険に加入し、その保険証券の写し又は加入を証明する書類を甲に提出する。
 - (4) 前号に規定する維持管理体制確認書が乙に交付されない限り、既存施設等の維持管理業務は開始されない。
 - (5) 甲は、第 2 号及び第 3 号に定める維持管理体制の確認並びに維持管理体制確認書の

交付を理由として、維持管理体制の整備について何ら責を負うものではない。

(維持管理業務細則)

第 54 条 乙は、維持管理業務にあたる作業従事者に関しては次の事項を遵守する。

- (1) 乙は、維持管理業務にあたっては、適切で丁寧な作業を実施できるよう、業務遂行に最適と思われる作業従事者を選定すること。
 - (2) 乙は、資格が必要な作業には、有資格者を選定し、事前に甲にその氏名及び資格を書面にて通知すること。
 - (3) 乙は、作業従事者が維持管理対象施設利用者等に対して不快感を与えないような服装・態度で接するよう十分指導監督すること。
- 2 報告・協議等は、次の手順による。
- (1) 乙は、維持管理業務別の責任者（以下「維持管理業務別責任者」という。）を定め、甲は維持管理業務に係る統括責任者（以下「維持管理統括責任者」という。）を定め、双方に届けを出す。乙は、維持管理統括責任者もしくはその代理人による業務遂行状況の確認を経て、維持管理業務仕様書に定める報告時期・内容に基づき、甲に業務の実施状況を報告しなければならない。
 - (2) 協議が必要と判断される事項については、乙は事前に甲に協議を申し入れなければならない。
 - (3) 乙は、各業務の記録を保管し、甲の求めに応じて速やかに提出できるようにしておかなければならない。
- 3 乙は、各維持管理業務別責任者に、必要に応じて関係官庁等への報告・届出を実施させ、緊急時の関連機関への連絡等を行わせなければならない。
- 4 乙は、各維持管理業務別責任者に、業務に必要な諸法規を守り事故防止に万全を期し、万一事故により器物の損傷、作業従事者又は維持管理対象施設利用者等への被害が生じた場合は、適切で迅速な対応を取らせなければならない。

(第三者に及ぼした損害)

第 55 条 維持管理業務の遂行中、乙の責に帰すべき事由により第三者に損害を及ぼした場合は、乙はその損害を賠償する。

(不可抗力による損害)

- 第 56 条 乙は、維持管理期間中に不可抗力により、維持管理施設等に損害が生じた場合及び維持管理業務の履行のために追加費用が生じる場合は、直ちにその状況を書面にて甲に報告する。
- 2 甲は、前項の報告を受けた場合は、直ちに調査を実施し、損害の状況及び見込まれる復旧費用・追加費用に関する甲の調査結果を乙に書面にて通知する。

3 第1項の損害（ただし、そのうち乙が善良なる管理者としての義務を怠ったことにより生じた拡大損害等の部分を除く）及びその復旧に係る費用は、別紙6に定める保険金の給付があった場合はその給付額を控除した上で100分の1を乙が負担し、残りは甲が負担する。ただし、復旧に際し乙の責に帰すべき事由により必要な費用がある場合には、この費用は乙が負担する。

（異常発生時の対応）

第57条 乙は、設備の異常等の理由で甲の業務担当者から要請を受けた場合には、業務計画外であっても関連業務の責任者又は作業従事者を速やかに現場に急行させ、異常個所の修復復旧等を行わせる。この場合の増加費用は、甲乙が協議して定め、甲が負担する。ただし、保守点検の不良等、乙の責に帰すべき事由がある場合には、乙が負担する。

（甲による維持管理業務の実施状況の監視・監査）

第58条 甲は本契約に基づき維持管理業務を遂行していることを確認するため、別紙10に定めるところにより、監視・監査（以下「モニタリング」という。）を行う。

（業務報告書）

第59条 乙は、維持管理業務仕様書に定める業務報告書を各支払期間（別紙9による維持管理費の支払対象となる単位期間をいう。以下同じ。）毎に作成し、当該支払期間末日から7日以内に甲に提出する。業務報告書には、当該支払期間における業務実施状況、問題の発生状況、甲から勧告、指示、要求等のあった事項、それらへの対応状況等を具体的に記載する。

第6章 プロジェクトマネジメント

（プロジェクトマネジメント業務）

第60条 乙は、本契約等に基づき、本契約の契約期間中、本事業の円滑かつ適正な実施のため、別紙2（〇）に示す、プロジェクトマネジメント業務を行う。

（業務の種別）

第61条 プロジェクトマネジメント業務の種別は、次のとおりとする。

- (1) 乙の組成及び維持
- (2) 適切な財務管理
- (3) プロジェクトマネージャー配置及び全業務のマネジメント業務
- (4) セルフモニタリング
- (5) 甲との連絡調整、行政関係者への説明支援その他本事業の実施に必要な環境整備

(業務の範囲)

第62条 乙が行うプロジェクトマネジメント業務の範囲は、別紙2の業務とする。

(仕様書等)

第63条 乙は、プロジェクトマネジメント業務に係る仕様について、業務範囲、実施方法、実施体制並びに甲による履行確認手続等を明確にしたプロジェクトマネジメント業務仕様書を作成し、甲の承認を得た上で、甲に提出する。甲は、合理的な理由なくして承認を拒まないものとする。

2 プロジェクトマネジメント業務仕様書は、合理的な理由に基づき甲又は乙が請求し双方が合意したときに限り、その内容を変更することができる。

(業務計画等の作成等)

第64条 乙は、プロジェクトマネジメント業務仕様書に基づきプロジェクトマネジメント計画及び業務種別毎の業務計画を作成し、別紙1に定める日までに、及びそれ以後は毎事業年度の開始前に、甲の承認を得た上で、当該プロジェクトマネジメント計画及び業務計画に従ってプロジェクトマネジメント業務を実施する。甲は、合理的な理由なくしてこれらの承認を拒まないものとする。

2 乙は、プロジェクトマネジメント計画又は業務計画を変更しようとする場合には、あらかじめ甲の書面による承認を得なければならない。

3 甲が事業年度の途中でプロジェクトマネジメント計画又は業務計画の変更を求めた場合には、甲と乙は、当該変更について協議し、その協議が整った場合に限り所要の変更を行う。

(乙の組成及び維持業務並びに財務管理業務)

第65条 乙が実施する乙の組成及び維持業務並びに財務管理業務の範囲・内容等は、プロジェクトマネジメント業務仕様書において規定する。

2 乙は、本事業及び本事業に関連する業務を適切に実施することを目的として、乙の組成及び維持並びに財務管理を行う。

(プロジェクトマネージャー配置及び全業務のマネジメント業務)

第66条 乙が実施するプロジェクトマネージャー配置及び全業務のマネジメント業務の範囲・内容等は、プロジェクトマネジメント業務仕様書において規定する。

2 乙は、甲及び融資団との適切な連絡調整並びに本事業及び本事業に関連する業務を適切に実施することを目的としてプロジェクトマネージャー配置及び全業務のマネジメントを行う。

(セルフモニタリング業務)

第67条 乙が実施するセルフモニタリング業務の範囲・内容等は、プロジェクトマネジメント業務仕様書において規定する。

2 乙は、自ら及び協力企業等の適切な業務遂行を図ることを目的としてセルフモニタリングを行う。

3 セルフモニタリング業務における遵守事項は、次のとおりとする。

- (1) 乙は、セルフモニタリングの結果を、〇に1回、書面により市に報告する。
- (2) 乙は、第79条に規定する監視報告会において、セルフモニタリングの結果を報告する。
- (3) セルフモニタリングにあたっては、工程も含めた各業務の実施状況を監視する。

(第三者に及ぼした損害)

第68条 プロジェクトマネジメント業務の遂行中、乙の責に帰すべき事由により第三者に損害を及ぼした場合は、乙はその損害を賠償する。

(異常発生時の対応)

第69条 乙は、緊急事態により甲の業務担当者から要請を受けた場合には、業務計画外であっても関連業務の責任者又は作業従事者を速やかに現場に急行させ、異常事態への対応等を行わせる。この場合の増加費用は、甲乙が協議して定め、甲が負担する。ただし、乙の責に帰すべき事由がある場合には、乙が負担する。

(業務報告書)

第70条 乙は、プロジェクトマネジメント業務仕様書に定める業務報告書を各支払期間毎に作成し、当該支払期間末日から7日以内に甲に提出する。業務報告書には、当該支払期間における業務実施状況、問題の発生状況、甲から勧告、指示、要求等のあった事項、それらへの対応状況等を具体的に記載する。

第7章 甲のサービス対価の支払い

(サービス対価の種類)

第71条 サービス対価の種類は、「施設整備費」、「維持管理費」及び「プロジェクトマネジメント費」の3種類とする。

【事業者の企画提案により「運営費」もサービス対価の対象となることがあります。】

(施設整備費)

第 72 条 甲は、別紙 9 に定める時期及び金額により、施設整備費を乙に支払う。

- 2 施設整備費の分割払いについては、第 73 条第 2 項又は第 74 条第 2 項の減額並びに支払停止の対象とはならない。
- 3 本施設等の建設・整備について、国庫補助金等が交付される場合には、甲は、当該補助金等の交付条件を満たす額を補助金等受領後平成〇年〇月までに乙に一括払いする。
- 4 別紙 9 は、本契約締結時点の水準で補助金が国及び県から交付されるものとして設定されている。ただし、この国及び県から交付される補助金の交付基準額の変更等によりこの補助金額が増減額された場合でも、一括払い及び分割払いとして設置された金額の変更はしない。
- 5 前項の規定にかかわらず、やむを得ず分割払いの金額を変更する場合には、甲と乙は、協議の上、施設整備費の残金及び当該残金部分に係る利息相当分並びに乙の融資契約変更手数料を調整して、当該支払時期以降の支払額を定める。

(維持管理費)

第 73 条 甲は、別紙 9 に定める時期及び金額により、維持管理費を乙に支払う。

- 2 甲は、第 9 章による乙の維持管理業務の実施状況のモニタリング及び第 59 条による業務報告書によって、乙の維持管理業務の内容が不適切であると認めた場合には、業務報告書提出日の翌日から 7 日以内に乙に通知した上で、別紙 10 に定めるところにより、前項に定める維持管理費の減額又は支払停止をすることができる。
- 3 維持管理費の支払額は、物価変動の状況を反映させるため、別紙 9 に定める方法により、維持管理業務期間中将来に向かって変更する。

(プロジェクトマネジメント費)

第 74 条 甲は、別紙 9 に定める時期及び金額により、プロジェクトマネジメント費を乙に支払う。

- 2 甲は、第 9 章による乙のプロジェクトマネジメント業務の実施状況のモニタリング及び第 70 条による業務報告書によって、乙のプロジェクトマネジメント業務の内容が不適切であると認めた場合には、業務報告書提出日の翌日から 7 日以内に乙に通知した上で、別紙 10 に定めるところにより、前項に定めるプロジェクトマネジメント費の減額又は支払停止をすることができる。

(維持管理費の支払中止)

第 75 条 甲及び乙は、協議の上、本契約に規定する維持管理業務の一部を履行しないこととして各業務仕様書の改定（業務範囲、費用の改定）に合意した場合には、甲は事前に乙に通知して、当該部分に対応する支払いを中止する。

(維持管理費又はプロジェクトマネジメント費の返還)

第 76 条 各業務報告書に虚偽の記載があることが判明した場合で、当該虚偽記載がなければ甲が別紙 10 により維持管理費又はプロジェクトマネジメント費を減額し得たときは、乙は当該減額し得た金額を甲に返還しなければならない。

2 各業務報告書に虚偽の記載があることが判明した場合で、当該虚偽記載がなければ甲が別紙 10 により維持管理費又はプロジェクトマネジメント費の支払停止を行うことができたときは、乙は当該支払を停止し得た当該維持管理費又はプロジェクトマネジメント費を甲に返還しなければならない。

3 第 1 項、第 2 項の場合においては、乙は当該金額に係る甲の支払日から乙の返還日までの日数に応じ、当該金額について年 3 % の率で計算した利息を甲に支払う。

第 8 章 独立採算事業 (運営事業)

【事業者の企画提案による】

第 9 章 モニタリング

(基本的方針)

第 77 条 甲は、乙及び協力企業等が本契約に基づき本事業にかかる業務を遂行していることを確認するため、別紙 10 に定めるところにより、監視・監査 (本契約において「モニタリング」という。) を行う。

(実施方法)

第 78 条 甲は、本契約締結後速やかに甲乙協議の上締結したサービス基準合意書に基づき、モニタリングを行う。

2 前項のサービス基準合意書には、甲乙協議の上、各業務の水準に K P I (乙が実施する業務を目標値等の数値を用いて可視化した、重要経営指標・重要業績指標をいう。) を設定するものとする。

3 甲は、企画・設計業務、整備・開発業務、プロジェクトマネジメント業務、維持管理業務及び運営業務について、別紙 10 に定めるところにより、モニタリングを行うものとする。

4 乙は、甲の行うモニタリングに協力しなければならない。

(監視報告会)

第 79 条 甲は、モニタリングを適切かつ実効的に行うため、事業期間開始後速やかに、別紙 10 に規定する監視報告会を設置するものとする。

2 監視報告会は、定期的で開催されるものとし、甲及び乙は、監視報告会に出席しなければならない。また、乙は、協力企業等並びに再委託又は下請により業務を実施する者に対し、監視報告会又は甲の要請に応じ、監視報告会へ出席させなければならない。

3 甲及び乙は、各モニタリングの結果について、監視報告会へ提出し、報告しなければならない。

4 監視報告会は、甲によるモニタリング及び乙によるセルフモニタリングの結果を踏まえ、乙に対し、改善勧告を出せるものとし、乙は、これに従わなければならない。

(モニタリングの結果)

第 80 条 甲は、モニタリングの結果を踏まえ、乙の業務が本契約、業務要求水準、事業予定者の提案書又はサービス基準合意書に定める水準に達していないと判断した場合には、乙と改善等の協議を行うものとする。

2 甲は、前項による協議の前後にかかわらず、別紙 10 に定めるところにより、改善勧告及び第 73 条第 2 項又は第 74 条第 2 項に基づきサービス対価の支払停止・減額措置をとることができるものとする。

3 甲は、モニタリングの実施を理由として、本契約に基づき乙及び協力企業等が行う業務の全部又は一部について、何らの責任を負わない。

第 10 章 契約の終了及び所有権の移転

第 1 節 契約の終了等

(契約期間)

第 81 条 本契約は、本契約締結日から効力を生じ、乙が甲に対する本施設等の譲渡に係る一切の手續が完了したときに終了するものとする。

(本施設等の瑕疵担保)

第 82 条 甲は、本施設等に瑕疵があるときは、乙に対して、甲が本契約に基づき本施設等の所有権を取得した日から 1 年以内に限り、相当の期間を定めて、当該瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

2 甲は、本施設等が前項の瑕疵により滅失又は毀損したときは、前項に定める期間内で、かつ、その滅失又は毀損を甲が知った日から 60 日以内に前項の権利を行使しなければならない。

3 乙は、建設企業をして、甲に対し本条による瑕疵の修補及び損害の賠償をなすことについて保証させるべく、別紙 13 に定めた様式に従った保証書を建設企業から徴求し、甲に差し入れるものとする。

(甲による契約の任意解除)

第 83 条 甲は、本契約の終了前はいつでも、6 か月以上前に乙に対して通知することにより本契約の全部又は一部を解除することができる。

2 前項により本契約が解除された場合、乙は、甲に対して、当該終了により被った合理的な損失の補償を請求することができるものとする。

(乙の債務不履行による契約の早期終了)

第 84 条 甲は、本施設等の完成前において、次の各号に掲げる事由が発生した場合には、乙に対し、書面による通知をした上で、本契約の全部を解除することができる。

(1) 乙が設計若しくは建設工事に着手すべき期日を過ぎても設計若しくは建設工事に着手せず、相当の期間を定めて催告しても当該遅延について、甲が満足すべき合理的な説明が乙からないとき。

(2) 乙の責に帰すべき事由により、本施設等完成日から 30 日が経過しても本施設等が完成しないとき、又はその見込みがないことが明らかに認められるとき。

(3) 乙が本契約に違反し、その違反により本契約の目的を達成することが困難であると認められるとき。

2 甲は、本施設等の完成後、次の各号に掲げる事由が発生した場合には、別紙 10 の規定にかかわらず、乙に対し、書面による通知をした上で、本契約に基づく維持管理費に相当する支払いを相当期間定めて一時停止する。ただし、当該相当期間内に当該事項が是正されない場合は、甲は乙に対し書面による通知をした上で、本契約の全てを解除することができる。

(1) 乙の責に帰すべき事由により、連続して 30 日以上又は直近 1 年間において 60 日以上、維持管理対象施設等の維持管理において本契約に定める水準が確保されないとき。

(2) 乙の責めに帰すべき事由により、本契約の履行が困難となったとき。

(3) 乙が本契約に違反し、その違反により本契約の目的が達成困難であると認められるとき。

3 甲は、本施設等の完成前に、次の各号に掲げる事由が発生した場合には、乙とその対策についての協議を実施することを前提とし、乙に対し、書面による通知をした上で、本契約の全部を解除することができる。ただし、第 2 号及び第 3 号の規定にかかわらず、融資団が本契約における乙の履行能力を確保するため、乙の株主に代替する第三者(ただし、甲が承認したものに限る。)を新たな株主として選定した場合には、この限りではない。

(1) 乙が、事業を放棄したとき。

- (2) 乙、乙の株主又は協力企業等が、破産、会社更生、民事再生、会社整理又は特別清算等の手続についてこれらの者の取締役会において申立ての決議がなされ、又は第三者（これらの取締役を含む。）によりその申立てがなされたことにより、本契約に基づく事業の継続が困難となったとき。
 - (3) 乙、乙の株主又は協力企業等の財政状態が著しく悪化し、本契約に基づく事業の継続が困難と合理的に判断されるとき。
 - (4) 乙が甲に提出する書類に著しい虚偽記載を行ったとき及び監査済み財務書類において適正意見がなされなかったとき。
- 4 甲は、本施設等の完成後に、次の各号に掲げる事由が発生した場合には、乙に対し書面による通知をした上で、本契約の全部を解除することができる。ただし、第2号及び第3号の規定にかかわらず、融資団が本契約における乙の履行能力を確保するため、乙の株主に代替する第三者（ただし、甲が承認したものに限る。）を新たな株主として選定した場合には、この限りではない。
- (1) 乙が事業を放棄したとき。
 - (2) 乙又は乙の株主が破産、会社更生、民事再生、会社整理又は特別清算等の手続についてこれらの者の取締役会において申立ての決議がなされ、又は第三者（これらの取締役を含む。）によりその申立てがなされたことにより、本契約に基づく事業の継続が困難となったとき。
 - (3) 乙又は乙の株主の財政状況が著しく悪化し、本契約に基づく事業の継続が困難と合理的に判断されるとき。
 - (4) 乙が甲に提出する書類に著しい虚偽記載を行ったとき及び監査済み財務書類において適正意見がなされなかったとき。
- 5 甲は、乙の損害賠償等について、次の各号の措置を講じる。
- (1) 第1項又は第3項の規定により本施設等の完成前に乙の責に帰すべき事由で本契約を解除した場合には、次の措置を講じる。
 - ア 乙は、甲に対し施設整備費の10%に相当する額を違約金として支払う。ただし、甲は、これにより回復されない損害がある場合には、その部分について、乙に対し損害賠償を請求することができる。
 - イ 本施設等の建設・整備が進行しており、当該出来形部分を甲が契約解除の後に利用する場合には、甲は当該出来形部分を買受けることができる。
 - ウ 買受金額については、甲乙が協議の上、決定し、甲は当該買受金額を本契約に規定された支払スケジュールの施設整備費部分の金額を調整した、当該スケジュールにより支払う。
 - エ 乙が違約金又は損害賠償（以下本項において「違約金等」という。）を支払わない場合、甲は、違約金等と相殺することにより買受金額の支払いの全部又は一部にあてることができる。

(2) 第2項又は前項の規定により本施設等の完成後に乙の責に帰すべき事由で本契約を解除した場合には、次の措置を講じる。

ア 甲は、乙から本施設等を検査のうえ買い受けるものとし、乙への支払いのうち施設整備費の契約解除時点における未払残額がある場合には、契約解除前のスケジュールにて支払う。

イ 甲は、契約解除日までに履行された維持管理業務に相当する維持管理費のうち未払の部分を、第73条に定める減額等を行った上で支払う。

ウ 乙は違約金として、維持管理費に相当する支払部分の1年間の支払予定金額の20%相当額を甲に支払う。ただし、甲は、これにより回復されない損害がある場合には、その部分について、乙に対し損害賠償を請求することができる。

エ 甲は、乙が違約金等を支払わない場合、ア及びイによる支払額から、違約金等相当額を減額して支払う。甲は、乙の違約金等支払い確認後、当該支払留保額を乙に支払う。甲は、甲が必要と判断した場合は、ア及びイによる支払債務（将来の支払債務を含む。）と違約金等の債権を対等額で相殺することができる。

6 第5項第1号イ及び第2号アに基づく本施設等またはその出来高部分の買受時には、第87条、第88条及び第89条の規定を準用する。

(甲の債務不履行による契約の早期終了)

第85条 甲は、甲自らが本契約に基づく支払いを遅延した場合、支払われるべき金額につき、支払期日の翌日から支払った日までの遅延日数に応じ、年3%の割合で計算した額を、乙に対し遅延損害金として支払う。

2 乙は、甲が本契約の重要な義務に違反し、かつ、乙の書面による通知の後、60日以内に当該違反を是正しない場合、甲に対し書面による通知の後、本契約を解除することができる。

3 前項の規定による乙の本契約解除が本施設等の完成前であって、かつ本施設等の出来形部分があるときは、買受金額及びその支払いについて、甲乙が協議の上、定めるところに従い、甲は当該部分を買受ける。

4 第2項の規定による乙の本契約解除が本施設等の完成後であるときは、甲は本施設等を検査のうえ買い受け、乙に対し施設整備費の契約解除時点における未払残額を支払うものとし、その支払方法について、甲乙が協議の上、決定する。

5 甲は、第3項又は前項の規定による支払いでは填補できない当該契約の早期終了により乙が蒙った損害を賠償する。当該賠償する損害金の算定方法は次の各号のとおりとする。

(1) 本契約を履行するために乙が融資団から借入れた資金の元本

(2) 本契約が解除された日までに乙の株主が拠出した劣後ローン元本

(3) 本契約が解除された日までに乙の株主が拠出した株式出資金

- (4) 本契約の解除に起因して乙が負担するすべての費用（次に例示するものを含む。）
- ア 本契約が解除された日の翌日から①乙が第1号及び第2号の額を受領した日までの間に生じる借入金経過利息及び遅延損害金に相当する額、及び②乙が第3号の額を受領した日までの間に生じる年5%の遅延損害金
 - イ 期限前弁済により生じる手数料
 - ウ 本契約の解除に起因して乙が他の契約を解除又は解約した場合において、当該解除又は解約により生じる手数料及び違約金
- 6 第3項又は第4項に基づく本施設又はその出来高部分の買受時においては、第87条、第88条及び第89条の規定を準用する。

（法令変更又は不可抗力による契約の終了）

- 第86条 本契約の締結日以降における法令変更又は不可抗力により、本事業の継続が不可能となった場合又は本契約の履行のために多大の費用を要する場合は、それぞれ第12章又は第13章の規定に基づき本契約は終了する。
- 2 前項の規定により本契約が解除された場合で、乙の責に帰すべき事由により本施設等が損傷又は紛失しているときは、乙は甲に対し、必要な修復費用の支払い及び損害賠償を行う。

第2節 所有権の移転等

（譲渡の実行）

- 第87条 乙は、甲に対して、平成〇年〇月〇日に本施設等の所有権を譲渡する。ただし、甲が平成〇年〇月〇日に本施設等を譲渡することが困難と判断した場合、甲は、乙と協議の上、本施設等の所有権を譲渡する日を、維持管理業務期間の満了後30日以内のいずれかの日に変更することができる。
- 2 前項に規定する譲渡において、乙は自己の責任及び費用（登記の移転に要する費用を含む。）において、本契約書等記載の業務のために継続して使用するに支障の無い状態にて、甲に対して本施設等を引き渡さなければならない。なお、乙は、本施設等の譲渡に先立ち第89条に規定する譲渡前検査を経なければならない。
- 3 乙は、本条の規定に従い本施設等を甲に対して譲渡する場合、本施設等内の備品及び維持管理業務期間の終了時に本施設等内に存在し、本施設等の機能を維持するために甲が必要と判断した物についても、甲に対し無償で譲渡するものとする。それ以外の物については、乙が自己の責任と費用において本施設等の譲渡の実行時まで全て撤去するものとする。
- 4 本施設等の譲渡に際しては、本契約に定めるほかは、甲は乙に対して対価を別途支払わないものとする。

- 5 甲は、第1項ただし書に規定する場合、維持管理業務期間の満了後本施設等の譲渡の実行前においても、本施設等並びに本施設等内の備品及び維持管理業務期間の終了時に本施設等内に存在する物を、無償で使用する事ができる。
- 6 乙は、前項の場合において、本施設等並びに本施設等内の備品及び維持管理業務期間の終了時に本施設等内に存在する物の瑕疵により甲につき生じた増加費用及び損害について、その責任を負わないものとする。但し、乙がその瑕疵を知りながら甲に告げなかったときは、乙がその責任を負うものとする。

(仮登記)

第88条 甲は、前条第1項に規定する譲渡の実行を確保するために、本施設等に乙の費用をもって仮登記手続を行うことができ、乙は甲の請求がある場合これに協力しなければならない。

(譲渡前検査)

第89条 甲は、乙から本施設等を譲り受けるにあたり、本施設等の引渡時において本契約書等に定められた要求水準が満たされるか判断すること、本施設等が本契約書等記載の業務その他それに付随する業務のために継続して使用するに支障のない状態にあることを確認すること及び適用法令に基づく管理報告を確認することを目的として、譲渡に先立ち別紙14に記載する内容の検査（以下「譲渡前検査」という。）を実施するものとする。

- 2 甲が、前項に従い譲渡前検査を行う場合、甲は本施設等に立ち入ることができるものとし、また乙は甲が行う譲渡前検査に協力しなければならない。
- 3 譲渡前検査により本施設等が要求水準書等に定められた水準を満たしていないこと又は本施設等に修繕すべき点が存在することを甲が確認した場合、甲は乙に対してこれを通知するものとし、乙は自己の責任及び費用において当該通知に従い速やかにこれを補修、改造、改善又は修繕するものとする。

(契約終了時の事務等)

第90条 乙は、本施設等又はその出来形部分の所有権が甲に譲渡される場合には、甲に対して、本施設等を甲が継続して運営できるよう本施設等の運営及び維持管理に関して必要な事項を説明し、かつ、乙が用いた運営、維持管理に関する操作要領、申し送り事項その他の資料を提供するほか、引継ぎに必要な協力を行うものとする。

- 2 乙は、甲が本施設等又はその出来形部分の所有権を譲り受ける場合、当該譲渡と同時に、甲に対して、設計図書等本施設等の建設及び補修にかかる書類その他本施設等の建設及び維持管理に必要な書類の一切を引き渡さなければならない。
- 3 乙が、本施設等又はその出来形部分の所有権を甲に譲渡する場合、担保権、用益権等の

負担のない、完全な所有権を甲に移転しなければならない。

- 4 乙は、本施設等又はその出来形部分の所有権を甲に譲渡する場合、所有権を譲渡する日において、別紙 15 の様式による目的物引渡書を甲に交付し、本施設等又はその出来形部分の引渡しを行い、本施設等又はその出来形部分の所有権を甲に取得させる。

第 11 章 表明保証及び誓約

(乙による事実の表明保証及び誓約)

第 91 条 乙は、甲に対して、本契約締結日現在において、次の各号に掲げる事実を表明し、保証する。

- (1) 乙が適法に設立され、有効に存在する法人であり、かつ、自己の財産を所有し、本契約を締結し、及び本契約の規定に基づき義務を履行する権限及び権利を有していること。
- (2) 乙による本契約の締結及び履行は、乙の目的の範囲内の行為であり、乙が本契約を締結し、履行することにつき法律上及び乙の社内規則上要求されている一切の手續を履践したこと。
- (3) 本契約の締結及び本契約に基づく義務の履行が乙に適用のある法令に違反せず、又は乙に適用される判決、決定若しくは命令の条項に違反しないこと。
- (4) 本契約は、その締結により、適法、有効かつ拘束力ある乙の債務を構成し、本契約の規定に従い強制執行可能な乙の債務が生じること。

2 乙は、本契約に基づく債権債務が消滅するに至るまで、次の各号に掲げる事項を甲に対して誓約する。

- (1) 本契約を遵守すること。
- (2) 毎事業年度の最終日より 3 か月以内に監査役又は甲の要請に基づく公認会計士による監査済財務書類を甲に提出するとともに、甲に対して財務内容の報告を行うこと。なお、甲は当該財務書類を公開することができる。
- (3) 商業登記簿上及び実質上の本店所在地を宿毛市外には移転しないこと。

3 乙は、本契約に基づいて甲に本施設等を引渡し、本施設等の所有権を取得させた後 1 年間に経過し、かつ、本契約に基づく債権債務が消滅するまでは、解散しないことを甲に対して誓約する。

(甲による事実の表明保証及び誓約)

第 92 条 甲は、乙に対して、本契約締結日現在において、次の各号に掲げる事実を表明し、保証する。

- (1) 本契約の締結について、宿毛市議会の議決を得ていること及び本契約の履行に必要な

な予算が宿毛市議会において議決されていること。

(2) 本契約は、その締結及び前号の宿毛市議会における議決により適法、有効かつ拘束力のある甲の債務を構成し、本契約の規定に従い各事業年度内の予算の範囲内で強制執行可能な甲の債務が生じること。

2 甲は、契約期間中、本契約の本旨に従った債務を履行するために適切な措置を執る。

第 12 章 法令変更

(法令変更による諸事実の通知義務)

第 93 条 乙は、本契約の締結日以降の法令変更により、本施設等が設計図書に従い建設・整備できなくなった場合（そのようなおそれが生じた場合を含む。）又は維持管理対象施設等が本契約並びに維持管理業務仕様書及び運營業務仕様書で定めた条件に従って維持管理又は運営できなくなった場合（そのようなおそれが生じた場合を含む。）、それら諸事実の詳細内容を書面にて直ちに甲に通知する。

(法令変更による義務)

第 94 条 甲及び乙は、前条の通知時点以降、本契約に基づく各々の義務が適用法令に違反する場合、履行時における法令違反に該当する契約上の義務は免れる。ただし、甲又は乙は、法令変更により相手方に生ずる損害を最小限にするよう努力する。

(法令変更による追加費用の負担)

第 95 条 甲は、乙より第 93 条に規定する通知を受領した場合で、本契約に特段の定めがある場合を除き、当該法令変更に対応するために、速やかに本契約、本施設等の企画・設計、整備・開発、維持管理対象施設等の維持管理等の変更並びに追加費用の負担につき乙と協議する。

2 前項に規定する協議にかかわらず、法令変更の公布日から 120 日以内に本契約等の変更及び追加費用の負担に関する合意が成立しない場合は、甲が法令変更に対する対応方法を乙に書面にて通知し、乙はそれに従い本事業を継続する。この場合における追加費用の負担は、別紙 11 に規定する負担割合による。

(法令変更によるサービス対価の変更)

第 96 条 甲及び乙は、本契約の締結日以降に、法令が変更されたことにより、本施設等の建設・整備、若しくは維持管理対象施設等の維持管理に要する費用を変更する必要がある場合は、速やかに本契約、本施設等の企画・設計、整備・開発、維持管理対象施設等の維持管理並びにサービス対価の変更につき協議する。この場合におけるサービス対価の変更については、別紙 11 を準用し同様の区分及び割合とする。

(契約の終了)

第 97 条 甲は、本契約の締結日以降の法令変更により本事業の継続が困難と判断した場合又は本契約の履行のために多大な費用を要すると判断した場合は、乙と協議の上、本契約を終了することができる。

2 前項の規定に基づく本契約の終了が本施設等の完成前であるときは、甲は出来形部分を検査の上、買い取るものとし、甲は当該出来形部分に係る本契約に規定された支払スケジュールの施設整備費相当分の金額を買受金額に変更して、当該スケジュールに従う。

3 第 1 項の規定に基づく本契約の終了が本施設等の完成後であるときは、甲は乙から本施設等を検査のうえ買い受けるものとし、本契約に規定する施設整備費部分を契約解除前の支払スケジュールに従い支払う。当該施設整備費部分について、甲が希望する場合には、甲乙が協議の上、甲は施設整備費部分を一括支払いすることができる。ただし、甲は一括支払いにより乙に生じ得る次に掲げる合理的費用を負担する。

(1) 期限前弁済により生じる手数料

(2) 一括支払いに起因して乙が他の契約を解除又は解約により生じる手数料及び違約金

4 第 1 項の規定に基づく本契約の終了が本施設等の完成後であるときは、甲は契約解除日までに履行された維持管理業務に相当する維持管理費のうち未払の部分を第 73 条第 2 項の規定により支払うものとする。

5 第 2 項又は第 3 項に基づく本施設等又はその出来高部分の買受時においては、第 87 条、第 88 条及び第 89 条の規定を準用する。

第 13 章 不可抗力

(不可抗力による諸事実の通知義務)

第 98 条 乙は、建設期間中及び維持管理期間中を除き、本契約の締結日以降の不可抗力により、本施設等が設計図書に従い建設・整備できなかつた場合、維持管理対象施設等が本契約に従い維持管理できなくなつた場合又は本施設等にかかる設備等が滅失又は毀損した場合は、それら諸事実の詳細内容を書面にて直ちに甲に通知する。

(不可抗力の影響の早期除去)

第 99 条 甲及び乙は、不可抗力により本契約の全部若しくは一部が履行不能となつた場合又は不可抗力により本施設等にかかる重大な損害が発生した場合は、協力して当該不可抗力の影響を早期に除去すべく対応する。

(不可抗力による義務)

第 100 条 甲及び乙は、第 98 条の通知時点以降、本契約に基づく各々の義務が不可抗力により履行不能となった場合、当該義務の履行を免れる。ただし、甲又は乙は、不可抗力により相手方に生ずる損害を最小限にするよう努力する。

(不可抗力による追加費用の負担)

第 101 条 甲及び乙は、甲が乙から第 98 条に規定する通知を受領した場合は、本契約に特段の定めがある場合を除き、当該不可抗力に対応するために速やかに対応策及び追加費用の負担につき協議する。

2 甲は、前項に基づく協議にもかかわらず、不可抗力の発生日から 60 日以内に対応策及び追加費用の負担に関する合意が成立しない場合、甲が不可抗力に対する対応方法を乙に書面にて通知し、乙はこれに従い本事業を継続する。なお、この場合の追加費用の負担は別紙 12 に規定する負担割合に基づく。

(契約の終了)

第 102 条 甲は、前条に規定する協議にもかかわらず、不可抗力発生日より 60 日以内に対応策及び追加費用の負担に関する合意が成立しない場合で、かつ本契約の履行に多大の費用を要すると判断される場合は、前条第 2 項の規定にかかわらず、乙へ書面にて通知することにより、本契約を解除することができる。乙は、甲が前条第 2 項に基づく通知を行わない場合、甲に書面にて通知することにより、本契約を解除することができる。

2 前項に基づく契約解除が本施設等の完成前であるときは、甲は出来形部分を検査の上、これを買取るものとし、甲は当該出来形部分に係る本契約に規定された支払スケジュールの施設整備費相当分の金額を買受金額に変更して、当該スケジュールに従い支払う。

3 第 1 項に基づく契約解除が本施設等の完成後であるときは、甲は乙から本施設等を検査のうえ買い受けるものとし、本契約に規定する施設整備費部分を契約解除前の支払スケジュールに従い支払う。当該施設整備費部分は、甲が希望する場合には、甲乙が協議の上、甲は施設整備費部分を一括支払することができる。ただし、甲は一括支払により乙に生じ得る次に掲げる合理的費用を負担する。

(1) 期限前弁済により生じる手数料

(2) 一括支払いに起因して乙が他の契約を解除又は解約により生じる手数料及び違約金

4 第 1 項の規定に基づく本契約の終了が本施設等の完成後であるときは、甲は契約解除日までに履行された維持管理業務に相当する維持管理費のうち未払の部分を、第 73 条第 2 項の規定によりそれぞれ支払うものとする。

5 第 2 項又は第 3 項に基づく本施設等又はその出来高部分の買受時においては、第 87 条、第 88 条及び第 89 条の規定を準用する。

第14章 その他

(補助金申請への乙の協力)

第103条 乙は、本施設等の整備をするにあたり、甲が行う国及び県への補助金申請手続に必要な事項について甲と取り決めを行い、乙は甲の求めに応じて作成した書類を甲に提出する。

(公租公課の負担)

第104条 本事業に関連して生ずる公租公課は、本契約に特段の定めがあるものを除き、全て乙が負担する。

(契約上の地位及び権利義務の譲渡等)

第105条 甲の事前の承諾がある場合並びに乙が本事業の実施に必要な資金調達を融資団から行う際の質権設定その他の担保提供を除き、乙は本契約上の地位及び権利義務を第三者に譲渡、担保提供又はその他の処分を行うことはできない。また、乙は、建設中又は整備中の物件及び資材並びに本施設等に係る設備等について担保を提供することはできない。

2 乙は、前項の規定に反し、甲に損害を与えた場合には損害賠償等について、甲と協議しなければならない。

(秘密保持)

第106条 甲及び乙は、本事業において知り得た相手方の秘密及び本事業に関して知り得た個人情報の内容を自己の役員及び従業員、自己の代理人・コンサルタント、出資者又は乙に対して融資を行う融資団以外の第三者に漏らしてはならない。また、本契約の履行以外の目的に使用してはならない。

2 乙は、前項の規定に係ることで甲に損害を与えた場合には、損害賠償等について、甲と協議しなければならない。ただし、本事業において知り得る前に既に知っていたもの及び公知であったもの、本事業において知り得た後に自らの責によらず公知となったもの及び正当な権利を有する第三者からの何らの秘密保持義務を課せられることなしに取得したものについては、秘密保持義務の対象から除くものとし、法令等により開示が要求され、開示する場合もまた同様とする。

3 乙は、委託、請負、再委託又は下請により業務を実施する者に対し、第1項及び前項の乙の秘密保持義務と同等の義務を負わせる。

(知的所有権)

第107条 乙は、特許権等の知的所有権の対象となっている技術等を使用するときは、そ

れに関する一切の責を負う。

- 2 乙は、甲が本施設等の所有、維持管理業務期間経過後の維持管理をする場合に、知的所有権に係る問題が甲に生じないよう必要な措置を講じる。

(緊急時の直接連絡)

第 108 条 甲は、事業期間中、災害、事故等の緊急事態が生じた場合は、必要に応じ、維持管理業務仕様書及び運營業務仕様書に記載されている担当会社に直接連絡し、業務上の対応を求めることができる。

- 2 前項の規定による場合には、甲が担当会社へ行った連絡は乙への連絡とみなし、その効果は乙に生じたものとみなす。

(関係者協議会の設置)

第 109 条 甲及び乙は、本事業を円滑に遂行するため、本契約において甲乙間で協議すべき旨を定めている事項に関する甲乙各々の業務担当者における協議が不調に陥った場合に当該協議を整えること等、本事業に関する甲と乙の間の紛争を予防し、解決することを目的とする関係者協議会を事業期間開始後速やかに設置する。

- 2 関係者協議会は、本事業に関する連絡調整や疑義・異議の解決並びに本契約に関する解釈や本契約に定めのない事項の決定その他本事業に関する必要な一切の協議を行う。
- 3 関係者協議会は、甲乙いずれかの申出により開催するものとし、開催の申出を受けた場合は、合理的理由がない場合は、開催を拒否することはできない。
- 4 関係者協議会の構成員は、甲の関係所属長、乙の役職員並びにその代理人、甲又は乙が必要に応じて定める本事業の関係者とする。
- 5 甲又は乙は、関係者協議会の会議において、必要に応じ構成員以外の者に対して出席及び意見等を求めることができる。
- 6 甲は、関係者協議会の開催を融資団に連絡するものとし、融資団は必要に応じて出席し、意見等を述べるることができる。

(準拠法)

第 110 条 本契約は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈されるものとする。

(管轄裁判所)

第 111 条 本契約に関する紛争は、高知地方裁判所を合意による第一審の専属管轄裁判所とする。

(解釈)

第 112 条 本契約に定めのない事項又は本契約の規定に疑義が生じた場合、必要の都度、甲及び乙は誠実に協議して定める。

2 本契約、募集要項等及び事業予定者の提案書に齟齬がある場合、本契約並びに基本計画書、基本協定書、事業予定者の提案書、募集要項等の順に規定が優先する。

(契約の変更)

第 113 条 本契約の内容の一部変更は、当該変更内容につき事前に甲と乙が協議の上、別途、変更契約を締結することによってのみこれを行うことができる。

(雑則)

第 114 条 本契約に定める請求、要求、通知、報告、申出、承諾、勧告、指導、催告、要請及び契約終了告知ないし解約は、相手方に対し、特に定めがある場合を除き、書面により行わなければならない。

2 本契約の履行において、甲及び乙が用いる計量単位は、本契約に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定める単位による。

3 本契約上の期間の定めは、本契約に特別の定めがある場合を除き、民法（明治 29 年法律第 89 号）及び商法（明治 32 年法律第 48 号）の規定による。

4 乙は、甲から提供された本事業に関する資料等を善良な管理者の注意をもって管理、保管するものとし、乙は、当該資料等を本事業以外の用途に使用することはできない。

(融資団との協議)

第 115 条 甲は、本事業のために、乙に対して融資する融資団と協議する際の協議事項、手続等につき規定するため直接協定を締結することができる。当該直接協定においては概ね次に掲げる事項を定める。

- (1) 甲が乙に違約金等を請求し、また本契約を終了させる際の融資団への通知及び協議に関する事項
- (2) 乙が本契約に関する権利又は義務を融資団又はその指定する第三者へ譲渡し、又は担保提供する場合の甲の承諾に関する事項
- (3) 融資団が乙から担保提供を受けた権利を実行する際の甲との協議に関する事項
- (4) 甲がサービスの対価の減額措置を講ずる場合の融資団に対する通知に関する事項